

住宅改修必要書類チェックリスト（事前申請）

◆・・・介護保険住宅改修の申請で必要

★・・・宮崎市高齢者等居宅介護住宅改修補助事業の申請で必要

◆介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修申出書(手引き p.13)

- 被保険者住所、氏名、電話番号が記載されている。（被保険者証の内容と合致）
- 住宅所有者が被保険者本人・配偶者である。【住宅所有者が異なる又は死亡の場合は所有者の承諾書(手引き p.19 又は p.20)が必要】
- 介護認定を受けており、認定有効期間中である。【提出日時点で、更新申請中、新規申請中、認定期間満了日が2ヶ月以内で住宅改修申請希望される方自己負担の承諾書(手引き p.21)が必要】

◆★住宅改修が必要な理由書(手引き p.14)

- 必要事項が全て記載されている。（被保険者証の内容と合致。FAX 番号の記載確認。）
- 総合的状況と改修箇所の問題点および期待効果が具体的に記載されている。
- 改修内容（補助事業固有の工事種目を除く）が介護保険の支給対象である。
- 理由書、図面、写真の改修予定箇所が一致している。

◆★見積書(手引き p.15)

- 宛名が被保険者本人（フルネーム）で施工業者の社名がある。
- 改修の種類・箇所ごとに商品名・品番・部材単価・数量等が区分けして記載されている。
（※品番未記載等の場合や、特注であれば類似品等のカタログが必須）
- 材料費と工賃および諸経費が区分けされて記載されている。（一式計上は不可）
- 消費税の計算は、小数点以下切り捨て、内訳書は消費税別掲、見積金額は税込みとなっている。

◆★図面(手引き p.16~17)

- 被保険者本人の生活導線が記載されている（寝室等）。
- 改修の箇所が明記されている。
- 段差解消の場合、現状の高さ、改修後の高さ、傾斜等がわかるように記載されている。

◆★写真(手引き p.18)

- 撮影日が記載されている。
- 改修内容がわかるように撮影されている。
（撮影範囲は部分的ではなく周辺も含めて広く撮影、段差解消に関しては段差が分かるように）

★補助金等交付申請書(手引き p.22)

- 日付、交付申請額は空欄になっている。
- 申請者、要介護者等が全て記載されている。（被保険者証の内容と合致）
- 住宅所有者が被保険者本人・配偶者である。【住宅所有者が異なる又は死亡の場合は所有者の承諾書(手引き p.19 又は p.20)が必要】

★同意書兼誓約書(手引き p.23)

- ①文中の申請者（対象者本人）名が記載されている。
- 表中に本人及び生計を一にする親族・同居人が記載されている。

★相手方登録申出書(手引き p.24)

- 被保険者本人の氏名、住所、郵便番号が記載されている。
- 【償還払いの場合】
- 口座振込先が記載されている(通帳表紙と表紙をめくった面の2箇所のコピーの添付が必要)。
- ※金融機関記入欄は記載しない